

第23回全国健康福祉祭いしかわ大会
宿泊等業務にかかる企画提案の募集について

第23回全国健康福祉祭いしかわ大会宿泊等業務にかかる企画提案実施要領により、次の業務を下記のとおり公募します。

平成21年1月7日

第23回全国健康福祉祭いしかわ大会実行委員会
会長 谷本 正憲

1 目的

第23回全国健康福祉祭いしかわ大会(以下「いしかわ大会」という。)は、高齢者が生きがいを持ち活躍できる活力あふれる社会、そして、さまざまな絆が大切にされ、誰もが生涯輝き続けることができる社会の実現を目指し、「光る汗! 輝くいしかわ 笑顔の輪」をテーマに平成22年10月9日(土)~12日(火)の4日間にわたって開催するスポーツ・文化・健康・福祉等の総合的な全国イベントである。

いしかわ大会では、各都道府県・政令指定都市から約1万人の選手、監督及び役員等(以下「大会参加者」という。)の参加が見込まれ、大会参加者が各分野で十分な活躍ができるよう、快適な宿泊施設や食事を提供することが重要であり、いしかわ大会基本構想等を念頭に置いて業務を進めていく必要がある。

このことから、豊富な情報、経験等を有し、実績のある事業者を選定するために、宿泊等業務にかかる企画提案を広く求めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第23回全国健康福祉祭いしかわ大会宿泊等業務

(2) 業務内容

いしかわ大会における大会参加者の宿泊の手配等とそれに係る計画作成及びその実施

(3) 業務期間

業務発注の日から業務が完了する日まで

3 参加資格

宿泊等業務の企画提案に参加しようとする者は、単独の法人若しくは個人、又は複数の法人若しくは個人による共同企業体であること。また、次の各号の全ての要件を満たすこと。

- (1) 石川県内に本社、支社又は営業所等を有すること。
- (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき、旅行業の登録を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 参加表明書及び企画提案受付期間において、会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 石川県税を滞納していないこと。
- (6) 複数の共同企業体構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人・個人として重複参加していないこと。

4 企画提案の概要

(1) 企画提案の方法

参加者は、企画提案書を提出し、それに基づくプレゼンテーションにより審査される。

(2) 企画提案の内容

ア 業務の実施体制

イ 過去の業務実績

ウ 業務に対する基本的な考え方及び実施方法

(ア) 宿泊関連業務

宿泊施設の確保及び配宿

弁当の調達

(イ) 業務処理関連業務

業務計画スケジュール

宿泊等申込管理

(ウ) 石川らしいおもてなし

5 審査基準

企画提案の審査にあたっては、下記の事項について総合的に判断する。

(1) 企画提案の妥当性に関する事項

企画提案の実効性、効率性、いしかわ大会基本構想等との整合性

(2) 実施体制等に関する事項

実施体制、業務処理体制、業務実績

6 企画提案手続き

(1) 担当部課

第23回全国健康福祉祭いしかわ大会実行委員会事務局

(石川県健康福祉部厚生政策課ねんりんピック推進室内)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1951 FAX：076-225-1952

メールアドレス：nenrin@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 企画提案説明会

企画提案手続きについて説明するため、企画提案説明会を実施する。

ア 日時：平成21年1月15日(木) 午後2時から

イ 会場：石川県庁行政庁舎11階 第1104会議室：金沢市鞍月1丁目1番地

ウ 説明会参加申込み

- ・説明会参加申込書(別紙様式)をFAXにて提出すること。
- ・出席者は、会場の都合上、1社につき3名以内とする。
- ・提出期限：平成21年1月14日(水)午後3時必着

(3) 企画提案に関する質疑の方法

ア 受付期限

平成21年1月16日(金)までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

イ 受付方法

- ・ファクシミリ、E-mail又は書面での郵送か持参により提出すること。
- ・様式は任意とするが、提出者の氏名(法人の場合は法人名と担当者名)、連絡先を記載すること。
- ・電話での質問は受け付けない。

以上の質疑と回答は軽微なものを除き、1月22日(木)までに公開する。(ホームページに掲載)

(4) 参加表明書の提出

企画提案に参加しようとするものは、参加表明書を提出しなければならない。

ア 提出期限

平成21年1月26日(月) 午後5時45分まで(必着)

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送による。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時45分までとする。

エ 参加表明の辞退期限

プレゼンテーションによる審査前であれば、いつでも辞退を認める。

(5) 企画提案の提出要請

参加表明書を提出した事業者について、3の参加資格を満たしている者に対しては、企画提案の提出要請書を送付する。参加資格を満たしていない者に対しては、その旨を通知する。

(6) 企画提案書の提出について

ア 提出期限

平成21年2月16日(月) 午後5時45分まで(必着)

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送による。持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時45分までとする。

エ 費用負担

企画提案の作成及び提出、並びにプレゼンテーションの実施に関する費用は、企画提案参加者の負担とする。

7 その他

- (1) いしかわ大会宿泊等業務の実施にあたっては、業務実施協定を締結するものとする。ただし、この業務に伴ういしかわ大会実行委員会の経費負担は、ないものとする。
- (2) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、いしかわ大会実行委員会との協議により修正のうえ決定する場合がある。
- (3) 企画提案書提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (4) 採用された企画提案書に関する知的所有権は、実行委員会に帰属するものとする。

地方自治法施行（昭和二十二年五月三日政令第十六号）[抜粋]

最終改正：平成二〇年八月二九日政令第二七〇号

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 [地方自治法第二百三十四条の二第一項](#)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。